

# 山陽小野田市スマイルプランナーソーシャルメディア運用ポリシー

令和5年4月1日策定

- 1 ソーシャルメディアによる情報発信を行う目的  
スマイルプランナー同士のコミュニティの構築及び情報共有の円滑化により、まちづくりへの参画を容易にし、協創によるまちづくりの実践につなげる
- 2 運用するソーシャルメディアの種類  
Facebook、Instagram
- 3 アカウント管理者等
  - (1) アカウント管理者 山陽小野田市協創部シティセールス課長
  - (2) アカウント名 山陽小野田市スマイルプランナー
  - (3) ユーザー名 smileplanner352161
- 4 発信情報の内容  
スマイルプランナーに関する情報発信、活動報告・イベント告知など
- 5 運用方法
  - (1) 発信時間  
原則として、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。但し、必要に応じてこの時間以外にも発信する場合がある。
  - (2) コメントへの対応  
原則として行わないが、シティセールス課の確認により、必要に応じて対応することがある。
  - (3) 利用者から寄せられたコメントの削除等  
次の各項に該当する場合、シティセールス課は予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことができる。
    - ア 特定の個人・団体等を中傷するもの
    - イ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
    - ウ 営業活動、政治活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの
    - エ 違法行為又は違法行為をおおるもの
    - オ 単なる噂や噂を助長させるもの
    - カ 社会問題について特定の主義又は主張にあたるもの
    - キ 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の権利を侵害するおそれのある

もの

ク 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの

ケ 虚偽や事実と異なると認められるもの

コ 有害なプログラムや有害なサイトへの誘導であると判断されるもの

サ わいせつな表現を含む不適切なもの

シ シティセールス課が発信する内容の一部又は全部を改変するもの

ス その他、シティセールス課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 7 その他

### (1) 著作権

スマイルプランナー公式アカウントが発信する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、シティセールス課に帰属する。

### (2) その他

シティセールス課は、本ポリシーを市公式ホームページに掲載する。また、本ポリシーは、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。